

# 平成31年度 メイドイン品川PR事業 募集要項

## 1 事業内容

品川区内の企業が開発・実現化した優れた製品・技術を区が認定する事業です。  
品川発の優れた製品・技術を区がPRします。

## 2 申請期間

平成31年4月12日（金）～令和元年5月31日（金）17時まで

## 3 申請要件

次の（1）～（5）に掲げる要件全てを満たすこと。

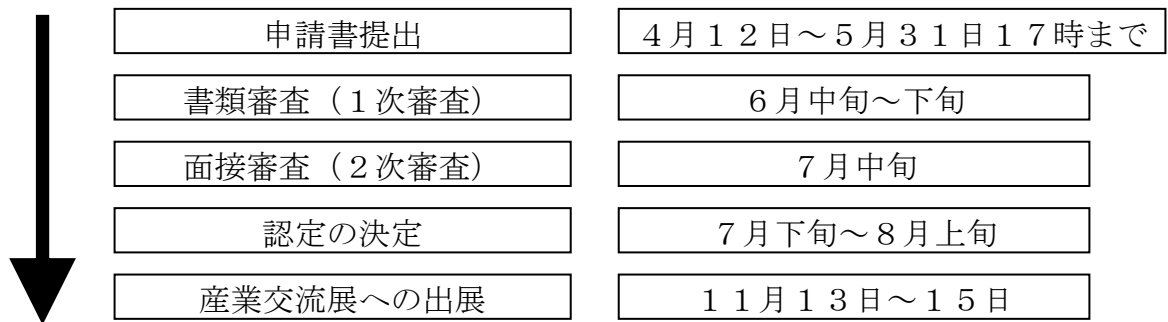
- （1）区内に主な事業所を1年以上継続して有すること。（基準日：申請締切日）  
（登記簿または法人住民税納税証明書等により区内の住所が確認できること）
- （2）資本金の額もしくは出資の総額が3億円以下または従業員の数が300人以下の製造業者・情報サービス業者であること。  
\*「情報サービス業」とは、日本標準産業分類における大分類「情報通信業」のうち、中分類「情報サービス業」及び中分類「インターネット附随サービス業」を指します。
- （3）みなし大企業でないこと。なお、みなし大企業とは次の①～③に掲げる要件のいずれかに該当する企業をいう。
  - ①一つの大企業（中小企業以外の者）が発行済み株式総数又は出資総額の1/2以上を単独に所有又は出資している企業。
  - ②複数の大企業が発行済み株式総数又は出資総額の2/3以上を所有又は出資している企業。
  - ③役員半数以上を大企業の役員又は職員が兼務している企業。
- （4）法人住民税を滞納していないこと。
- （5）品川区に対する使用料等の債務の支払が滞っていないこと。
- （6）「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」による規制の対象でないこと。
- （7）品川区暴力団排除条例に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。

## 4 対象となる製品・技術

次に掲げる要件全てを満たしていること。

- （1）自社で開発した製品・技術であること。
- （2）すでに市場で流通しており、PRできる状況にあるもの。
- （3）ソフトウェアの場合、ゲームソフトは対象外とする。

## 5 事業全体の流れ



※ 上記日程は予定であり、状況により変更する場合があります。

## 6 申請にあたって

### (1) 提出書類

- ① メードイン品川PR事業申請書（区指定様式）
- ② 申請製品開発の概要（区指定様式）
- ③ 申請製品・技術の詳細説明資料
- ④ （法人）履歴事項全部証明書（コピー可）  
（個人）開業届（コピー可）
- ⑤ （法人）法人事業税納税証明書および法人都民税納税証明書（コピー可）  
（個人）個人事業税納税証明書および住民税納税証明書（コピー可）
- ⑥ 誓約書
- ⑦ 提出書類確認チェックシート（区指定様式）
- ⑧ その他必要な資料
- ⑨ 担当者の名刺

### (2) 区指定様式の入手について

商業・ものづくり課ホームページ「ものづくり支援サイト」よりダウンロードしてください。

<https://www.mics.city.shinagawa.tokyo.jp/information/shinagawabrand.php>

### (3) 留意事項

- ① 申請書類のうち、(1)③はA4サイズ原稿片面10枚相当を上限とします。
- ② 提出された書類、参考資料等はお返しできません。
- ③ 申請書類は郵送または持参により提出してください。

## 7 審査について

- (1) 1次審査は提出された申請書類を基に、書類審査を実施します。
- (2) 2次審査は面接審査とし、審査員に対して申請製品・技術の説明を行い、その後審査員による質疑応答の時間を設けます。詳細については別途通知します。
- (3) 審査は「技術力」「市場力」「当事業への意欲」等の観点から実施します。
- (4) 審査内容に関するお問い合わせについては、一切応じかねます。

## 8 認定にあたって

(1) 当事業において認定された場合には、必ず産業交流展への出展をお願いいたします。

\* 産業交流展（東京都主催）品川区ブースへの出展

開催日程（予定）：令和元年11月13日から15日

（出展小間料は区が負担します。自己装飾費、搬入、搬出等の費用については自己負担となります。）

(2) 認定された場合には、次の助成が受けられます。

- ① 認定製品・技術を展示会へ出展する場合の出展小間料の補助
- ② 認定製品・技術をブラッシュアップするために都立産業技術研究センターを利用する場合の利用料の補助
- ③ 認定製品・技術の販売促進にかかる経費の補助  
\* 上記①～③のメニューの利用の上限は合算で20万円です。
- ④ 産業交流展等への出展（出展小間料は区が負担）
- ⑤ 東京都中小企業振興公社による販路開拓ナビゲータによる支援  
（認定製品について、当該支援未利用の場合）
- ⑥ 「メイドイン品川PRマーク」の使用許可
- ⑦ 認定製品・技術等を広報するための動画作成および製造業向けPRサイトへの投稿（5分程度）
- ⑧ 認定製品・技術等のトロフィー、認定証の授与

## 9 問い合わせ（申請書提出先）

〒141-0033

品川区西品川1-28-3 品川区立中小企業センター2階

品川区地域振興部商業・ものづくり課中小企業支援係

TEL：5498-6340（直通）

FAX：5498-6338

